

## 1 全体事項

- (1) 本事業地は、一級河川名取川と同水系策川にはさまれた、水田や畑の中に樹林や草地点在する田園地域に位置するとともに、地下鉄南北線富沢駅の徒歩圏内となっている。このような事業地の特性を踏まえ、特に次の内容について求めるものである。
  - ① 動植物、自然との触れ合いの場と与える影響を低減させるため、樹林や草地を可能な限り保全するよう、公園の自主整備も含め、公園計画、道路計画等を再度検討すること。  
また、仙台市の制度も活用しながら積極的に保全がなされるよう樹林や草地の地権者に対し働きかけを行うこと。
  - ② 当該事業地内の緑化にあたっては、可能な限り緑化面積を確保するとともに、緑の質にも配慮した樹種を選定し、かつ緑の連続性を形成するよう配置等を考慮すること。
  - ③ 公共交通を活用するまちづくりの視点から、歩行者を優先する道路計画とした検討の経緯を、評価書に記述すること。
- (2) 本事業で使用する盛土材料については、購入土のみではなく、震災がれきや他の事業からの発生土の使用を積極的に検討すること。

## 2 個別事項

### (騒音)

- (1) 供用時の道路騒音について、事業地内のみならず事業地に隣接する既存の市街地等への影響の調査、予測及び評価を行うこと。その結果、環境基準を超過することが予測される場合は、環境基準を確保するため低騒音舗装の実施等の対策を行うこと。

### (地形・地質)

- (2) 旧河道において液状化の可能性を示す調査結果がみられることから、再度詳細な予測・評価を行い、必要な保全措置を講ずること。

### (動物、植物及び生態系)

- (3) 本事業の実施が、事業地内外の緑地及び名取川と策川の水辺地を利用している移動能力の高い動物に影響を及ぼす可能性も踏まえて予測・評価すること。
- (4) 本事業地は、猛禽類の採餌場所として利用されており、猛禽類の繁殖への影響が考えられることから、工事中や供用後の採餌及び営巣への影響を再度適切に予測・評価を行うこと。  
また、樹林や草地の保全や事業地の緑化等、猛禽類の生息環境を保全するための措置について、評価書に記述すること。

(自然との触れ合いの場)

- (5) 名取川、笹川のみならず事業地内及びその西側に広がる水田や畑、点在する樹林や草地も自然との触れ合いの場と捉え、調査、予測及び評価を行うこと。

(廃棄物等)

- (6) 樹林や草地を可能な限り保全すること及び伐採木の再資源化により、廃棄物量及び二酸化炭素排出量の削減に努めること。